

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以上の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（次号において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項に規定する承認事業者

四 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、試験研究に関する業務を行うもの（次号において「試験研究独立行政法人」という。）のうち高等専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの

五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの（以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

六 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

七 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

第百十二条第一項中「第百九条」の下に「若しくは第百九条の二」を加え、同条第六項中「第百九条」の下に「又は第百九条の二」を加える。

第百八十四条の九第五項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

第百八十六条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第百八十六条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百九十五条第六項中「次条」の下に「若しくは第百九十五条の二の二」を加える。

第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「出願審査の請求の手数料の減免」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百九十五条の二の特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第二項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。（意匠法の一部改正）

第四条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六月」を「一年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「六月」を「一年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項」を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十条の十第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項」を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第五号において同じ。）が記載された旨の申出があつたもの

第六十三条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第六十三号第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

（商標法の一部改正）

第五条 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「場合」を「場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に」に改める。

第七十二条第一項第一号中「をいう」の下に「次号において同じ。」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第七十二条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び口座振替による納付」を「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第三章の章名中「及び口座振替による納付」を「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第十五条の二第二項中「次条」を「第十六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定立替納付者による納付）

第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用し行うものに限る。）があつた場合には、その申出を受けることができる。特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。